

**宮城県議会議会改革推進会議
最終報告書**

令和2年11月

宮城県議会議会改革推進会議

目 次

1	議会改革推進会議の位置付け	1
2	今期の推進会議の検討の経緯及び検討項目	1
3	検討結果	1
	■検討項目 1 投票率の向上に向けた取組	2
	■検討項目 2 議事録のあり方	3
4	終わりに	5

資料編

[資料 1]	宮城県議会議会改革推進会議運営要綱	6
	(参考) これまでの議会改革に関する検討状況	8
[資料 2]	宮城県議会議会改革推進会議委員名簿	9
[資料 3]	議会改革推進会議の検討経過	10
[資料 4]	議会改革推進会議における新規検討項目候補	12
[資料 5]	議会改革推進会議中間報告書概要	13
[資料 6]	投票率の向上に向けた取組	14

1 議会改革推進会議の位置付け

議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）は、平成21年6月に宮城県議会基本条例が制定されたことに伴い、議会改革を継続的に推進するため、地方自治法第100条第12項及び宮城県議会会議規則第129条第1項に規定する「協議等の場」として平成21年7月10日に設置され、議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行っている。〔資料1〕〔資料2〕

2 今期の推進会議の検討の経緯及び検討項目

今期の推進会議は、令和2年1月21日に委員指名後初めての会議が招集されてから、令和2年10月20日までの期間中、合計10回にわたり会議を開催し、委員間討議を重ねた。〔資料3〕

検討項目については、各会派からの提案などを基に委員間で討議した結果、前期からの申し送り事項である『『予算調製方針の説明』の実施のあり方』に、「投票率の向上に向けた取組」と「議事録のあり方」を加えた3点とすることとした。〔資料4〕

3 検討結果

今期の推進会議では、検討項目のうちの『『予算調製方針の説明』の実施のあり方』と「投票率の向上に向けた取組（宮城県議会議員選挙と仙台市議会議員選挙の選挙期日の統一）」に関する検討を先行して行い、各会派間で合意に至った事項については、中間報告書として取りまとめているところである。〔資料5〕

この最終報告書は、中間報告書提出後も、引き続き検討を行ってきた「投票率の向上に向けた取組（宮城県議会議員選挙と仙台市議会議員選挙の選挙期日の統一以外）」と「議事録のあり方」に関して、各会派間で合意に至った事項を取りまとめたものである。

■ 検討項目 1 投票率の向上に向けた取組

～選挙期日の統一以外の取組～

(1) 現状と課題

宮城県議会議員選挙の投票率は、令和元年10月に執行された宮城県議会議員選挙において、県平均の投票率が過去最低を更新するなど低下傾向にある。

選挙は、国民（県民）が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものであるから、この投票率の低下傾向に歯止めをかけるためにも、投票率を向上させるための方策などを検討すべきとなったものである。

(2) 委員間討議の経過と今後の方向性

今期の推進会議では、宮城県議会議員選挙と仙台市議会議員選挙の選挙期日の統一についての検討結果を中間報告書として取りまとめた後も、選挙期日の統一以外の投票率の向上に向けた取組についての検討を行ってきた。

投票率の向上に向けた取組の検討に当たっては、本県議会が実施主体となる取組に限定せず、国などが所管する事項についても、全国の取組事例などを基に、実施を検討すべき取組がないかを委員間で討議した。

その結果、本県議会が実施に向けた検討等を行っていくべき取組や、国などの関係団体に対し、効果や課題を見極めながら、実現に向けた検討等を行うように働きかけていくべき取組を取りまとめるに至った。〔資料6〕

■ 検討項目 2 議事録のあり方

～パネルや資料の提示とICTの活用～

(1) 現状と課題

現在、本会議などにおける議事の経過及び結果などについては、書面で記録を作成するとともに、インターネット上で公開することとしている。また、本会議や予算特別委員会・決算特別委員会において、パネル等を使用する場合は、事前に許可を得る必要があるほか、使用されたパネル等は書面で作成された記録やインターネットの「宮城県議会会議録検索システム」には掲載・反映しないこととしている。

一方で、パネル等を使用することが議論の更なる活性化につながるのではないかとの意見もあることから「本会議場や大会議室におけるパネルや資料の提示」や「議会におけるICT活用」を見据えながら、議事録のあり方を検討すべきとなったものである。

(2) 委員間討議の経過

上記(1)の状況から各会派の合意の下、今期の推進会議では、電磁的記録により記録を作成することや本会議などにおいてパネル等を使用することの問題点を整理しながら議事録のあり方を検討していくこととなった。

はじめに、電磁的記録により記録の原本を作成することについての問題点を整理したところ、法律等は整備されているものの、電子署名についての問題があることが判明した。

次に、本会議などにおいてパネル等を使用することの問題点を、パネル等の使用に関する全国の状況やパネル等が使用された過去の事例を基に整理した。

その結果、パネル等を使用できる範囲を拡大させていくためには、パネル等の内容や使用枚数などに関するしっかりとした基準(ルール)作りを行う必要があるほか、これまでに指摘されてきた「資料等の出典が明確でないものや、著作権やプライバシーの保護等に留意する必要がある。」、「会議録に反映できないと、質問内容を十分理解できない可能性がある。」などの問題点についても解消していく必要があるということで各会派の意見が一致した。

(3) 今後の方向性

各委員の意見を集約した結果, 使用されたパネル等を書面で作成された記録や「宮城県議会会議録検索システム」に掲載・反映させるとともに, パネル等の使用に関するしっかりとした基準(ルール)が作られることを前提に, パネル等の使用に関する現在の取扱いを見直していく必要があるとの結論に至った。

なお, 電磁的記録により記録の原本を作成することについては, 電子署名の問題を短期的に解決することが困難であるため, 中長期的な課題とすることとした。

4 終わりに

今期の推進会議では、中間報告書提出後も、引き続き、宮城県議会議員選挙と仙台市議会議員選挙の選挙期日の統一以外の投票率の向上に向けた取組と議事録のあり方についての検討を行ってきた。

投票率の向上に向けた取組については、実施や実現に向けて取り組んでいくべきものを取りまとめることができた。今後は、投票率の低下傾向に歯止めをかけるためにも、宮城県議会企画広報委員会において、住民参加の促進や情報発信の充実に関する検討が行われるとともに、国などの関係団体に対する働きかけが行われることが求められるところである。

議事録のあり方については、パネル等を使用することの問題点が解消されることを前提に、パネル等の使用に関する現在の取扱いを見直していくこととした。今後は、パネル等を使用できる範囲の拡大に向け、新たな協議の場を設けるなどして、しっかりとした基準（ルール）作りが行われることが期待されるところである。

今期の推進会議の検討項目については、一通りの方向性を示すことができたが、宮城県議会基本条例の理念等を踏まえながら、今後も継続的に議会改革に取り組まなければならないことを申し添え、最終報告書の結びとする。

■ 宮城県議会議会改革推進会議運営要綱

(設置)

第一 議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行うため、宮城県議会に、議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第二 推進会議は、議員のうちから各会派の推薦を受けて議長が指名する委員をもって構成する。

(任期)

第三 委員の任期は、指名の日から翌年の最後に招集される定例会の開会の日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が指名されるまで在任する。

(委員長及び副委員長)

第四 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五 推進会議は、委員長が議長の承認を得て招集し、これを主宰する。ただし、委員の任期満了に伴う新たな委員の指名後、最初に開催される推進会議は、議長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により推進会議に出席できない場合は、その代理者を推進会議に出席させることができる。

(協議又は調整事項)

第六 推進会議は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

一 議会改革の推進に関する事項（議会運営委員会の担任事項を除く。）

二 その他委員長が必要と認める事項

(分科会等)

第七 議会改革の推進に関する基本的事項について円滑に協議又は調整するため、必要があるときは、推進会議に分科会等を置くことができる。

2 分科会等は委員長が指名する委員をもって構成する。

3 分科会等の名称、人数、協議又は調整事項等運営に必要な事項については、推進会議で定める。

(議長への報告)

第八 委員長は、推進会議を開催した都度、速やかに、推進会議の協議の経過及び結果を議長に報告するものとする。

(会議録)

第九 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

一 開催日時及び場所

二 出席委員の氏名

三 議題及び議事の要旨

四 その他委員長が必要と認める事項

(委任)

第十 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成二十一年七月十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十二年六月三十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十四年三月十六日から施行し、改正後の宮城県議会議会改革推進会議運営要綱の規定は、この要綱の施行の際現に在任する宮城県議会議会改革推進会議委員の任期について適用する。

附 則

この要綱は、平成二十七年二月三日から施行する。

■ 宮城県議会改革推進会議委員名簿

自由民主党・県民会議	◎	安藤俊威 佐々木喜藏 高橋伸二 遠藤隼人 高橋宗也 村上久仁 櫻井正人
みやぎ県民の声	○	境恒春 小畑きみ子
日本共産党宮城県会議員団		天下みゆき
公明党県議団		庄子賢一
社民党県議団		岸田清実
無所属の会		渡辺忠悦
21世紀クラブ		吉川寛康
緑風会		高橋啓

(◎は委員長，○は副委員長)

■ 議会改革推進会議の検討経過

日付	内 容
令和2年 1月21日(火)	議会改革推進会議（1回目） ○正副委員長の互選（安藤俊威委員長，境恒春副委員長） ○議会改革推進会議における検討項目について
3月 6日(金)	議会改革推進会議（2回目） ○議会改革推進会議における検討項目について
4月21日(火)	議会改革推進会議（3回目） ○「予算調製方針の説明」の実施のあり方について ○議会改革推進会議における新規検討項目について
5月21日(木)	議会改革推進会議（4回目） ○「予算調製方針の説明」の実施のあり方について ○議会改革推進会議における新規検討項目について
6月15日(月)	議会改革推進会議（5回目） ○「予算調製方針の説明」の実施のあり方について ○議会改革推進会議における新規検討項目について
7月 3日(金)	議会改革推進会議（6回目） ○中間報告書素案について
7月21日(火)	議会改革推進会議（7回目） ○中間報告書案について（中間報告書の決定） ○議会改革推進会議における新規検討項目について
7月27日(月)	議会改革推進会議中間報告書提出 ○正副委員長から正副議長に報告

日付	内 容
8月21日(金)	議会改革推進会議（8回目） ○投票率の向上に向けた取組について ○議事録のあり方について
9月23日(水)	議会改革推進会議（9回目） ○投票率の向上に向けた取組について ○議事録のあり方について
10月20日(火)	議会改革推進会議（10回目） ○最終報告書案について（最終報告書の決定）
11月25日(水)	議会改革推進会議最終報告書提出 ○正副委員長から正副議長に報告

■ 議会改革推進会議における新規検討項目候補

※ 内は今期の検討項目

1 議会の運営

- (1) 特別委員会のあり方
- (2) 本会議場や大会議室におけるパネルや資料の提示
- (3) 議会におけるICT活用
- (4) 議会基本条例の検証

議事録のあり方

2 議会における住民参加

- (1) 議会における住民参加
- (2) 各分野の関係団体等との意見交換等

3 議会の広報

- (1) 県議会の広報のあり方

4 その他

- (1) 応招旅費の公務諸費
- (2) 投票率の向上に向けた取組

■ 議会改革推進会議中間報告書概要

1 議会改革推進会議における審議状況

今期の議会改革推進会議では、令和2年1月から会議を開催し、『予算調製方針の説明』の実施のあり方、「投票率の向上に向けた取組」及び「議事録のあり方」の3点について検討してきた。

この中間報告書は、『予算調製方針の説明』の実施のあり方と「投票率の向上に向けた取組」のうちの「宮城県議会議員選挙と仙台市議会議員選挙の選挙期日の統一」に関して、各会派間で合意に至った事項を取りまとめたものである。

2 検討結果

(検討項目1) 「予算調製方針の説明」の実施のあり方

実施回数は年度中1回とし、実施時期は9月定例会閉会后とするとともに、「予算調製方針の説明」の内容の充実化を図るため、これまでは概ね半日であった1回当たりの審議時間を、概ね1日に延長することや、執行部に対して9月定例会中に会派ごとに十分な事前説明を行うことを求める必要があるとの結論に至った。

なお、「予算調製方針の説明」の実施のあり方については、次期の議会改革推進会議において、状況に応じて検討を行っていくこととしたい。

(検討項目2) 投票率の向上に向けた取組 ～宮城県議会議員選挙と仙台市議会議員選挙の選挙期日の統一～

宮城県議会議員選挙と仙台市議会議員選挙の選挙期日を統一させるための手法として、国に公職選挙法の改正や特例法の制定などを求めることや議会を自主解散することなどが考えられるが、いずれの手法についても、様々な課題等があり、容易に結論が出せるものではないということについて各会派の意見が一致した。

このため、議会改革推進会議では、一つの手法に絞り込むようなことはせずに、「90日特例の適用範囲の拡大を目指す場合」、「宮城県議会の解散を行う場合(仙台市議会議員選挙に合わせる場合)」及び「宮城県議会及び仙台市議会の解散を行う場合」という三つの手法の課題等の取りまとめに留めるべきであるとの結論に至った。今後は、仙台市議会などの関係団体との間で選挙期日の統一に関する共通認識の醸成が図られることが期待される場所である。

3 今後について

今期の議会改革推進会議では、中間報告書提出後も、引き続き、投票率の向上に向けた取組や議事録のあり方についての検討を行っていくこととしている。

投票率の向上に向けた取組

	分類			課題等	対応の方向性
	大項目	中項目	小項目（具体的な内容）		
1	投票環境の向上	共通投票所の設置	商業施設に共通投票所を設置する。	<p>国政選挙をはじめとする全ての選挙の投票事務については、市区町村選挙管理委員会の所管であることから、実施するかどうかは、市区町村の判断によることとなる。 【主権者教育以外全部】</p> <p>（期日前）投票所の会場となる施設の協力の問題のほか、特に、選挙時に通常業務も行わなければならない市区町村において、従事者（職員等）の人員確保の問題が生じる。 【主権者教育以外全部】</p> <p>二重投票を防止するためのシステムの構築等が必要となる。 【共通投票所、（期日前）投票所、移動期日前投票所（車）】</p>	宮城県選挙管理委員会に対し、（又は宮城県選挙管理委員会を通じ、）効果や課題を見極めながら、実現に向けた検討等を行うように働きかけていく。
2		（期日前）投票所の増設	高校や大学のほか、駅、文教・商業・医療施設など、有権者にとって利便性の高い場所に（期日前）投票所を増設する。		
3		投票所等への移動支援等の実施	投票所までの無料送迎バス（車）を運行する。		
4			移動期日前投票所（車）を導入する。		
5	啓発活動の推進	親子参加型の啓発	親子（家族）で投票所に足を運んでもらうきっかけを提供する取組（親子で投票へGO!）の実施地域を拡大させる。	各関係教育機関におけるカリキュラムの調整が必要となる。 【主権者教育】	
6		若年層に対する啓発	選挙出前講座を含む主権者教育（政治的教養の教育）を推進・充実させる。		

	分類			課題等	対応の方向性
	大項目	中項目	小項目（具体的な内容）		
7	選挙制度の見直し	不在者投票制度の見直し	郵便等による不在者投票の手続を簡素化するとともに、制度の周知を図る。	手続の簡素化のためには法改正等の対応が必要となる可能性がある。	国に対し、意見書などにより、効果や課題を見極めながら、実現に向けた検討等を行うように働きかけていく。
8		インターネット投票の実現	インターネット投票が可能となるよう制度を見直す。	インターネット投票を実施するためには法改正等の対応が必要となる。 （国では在外選挙について実証事業を実施）	
9	議会としての取組	住民参加の促進	大学で学生と対話する機会を設けるなど、政治を身近に感じることができる取組を行う。	公立大学法人宮城大学との連携協定などを活用した取組などが考えられる。	宮城県議会企画広報委員会において、実施に向けた検討等を行っていく。
10		情報発信の充実	情報発信の更なる充実を図っていく。	「みやぎ県議会だより」をより充実させるなど、議会としての情報発信に一層取り組んでいく必要がある。	